4．重点整備地区における移動円滑化の整備方針と目標

4.1.整備方針

方針１： だれもが使いやすい、快適で人にやさしいバリアフリー化推進

特定旅客施設や重点整備地区の特定経路を構成する駅前広場、道路、通路、その他一般交通用施設等の整備において、だれもが使いやすく人にやさしいバリアフリー化を推進する。また、国が定めた**「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び整備に関する基準」、「重点整備地区における移動円滑化のための必要な道路の構造に関する基準」等**をはじめ、熊本県の**「やさしいまちづくり公共交通基本計画」**や**「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」**等の各種基準・指針に沿った整備計画を基本とし、高齢者、身体障害者等をはじめとした利用者のニーズを反映した整備を推進するものとする。

方針２： 関係事業者の責任と連携に基づくバリアフリー化推進

道路管理者、公安委員会、公共交通事業者が重点整備地区の具体的なバリアフリー化の整備計画を立案し、事業を実施するものとする。その事業の実施においては、重点整備地区内の重点的、一体的なバリアフリー化の推進、まちづくりの推進を図るために、行政を中心とした各事業者間の協力体制、連携を強化し、連続性に優れたバリアフリー化の整備を図るものとする。

また、各事業の進捗状況等のフォローアップについては行政(交通政策担当)がその中心的な役割を担い、実効性のある事業推進を図っていくものとする。

これをスムーズに行うために、バリアフリーの重点的一体的な整備を実施するための推進組織等の設置が望まれる。

バリアフリー整備メニュー		整備主体
旅客施設	鉄道駅舎	公共交通事業者
	バス停・電停	道路管理者，公共交通事業者
	駅前広場	道路管理者，公共交通事業者
車両等	バス・鉄道	公共交通事業者
道路		道路管理者
信号・交通規制		公安委員会

方針 3：**市民との協力・連携によるバリアフリー化推進**

基本構想を推進するにあたり、計画策定時のみならず各事業者においても高齢者や身体障害者等との意見交換を十分に行いながら事業の具体化に取り組んでいくものとする。

また、だれもが使いやすい、人に優しいまちづくりの推進を図るために、高齢者、身体障害者等だけでなく、あらゆる人々がバリアフリーやユニバーサルデザインについて正しく理解し、関心を抱くような広報や啓発活動に行政や各事業者が積極的に取り組み、市民の提案等を事業に反映させていくことが望まれる。

方針 4：**魅力あるまちづくりを担うバリアフリー化推進**

重点整備地区として選定した熊本駅周辺地区及び健軍町電停周辺地区は熊本市の西部の副都心，東部の地域核として、位置づけられる地区であり、生活の場としてのみならず、多くの人々が集う場としてのまちづくりが求められている。

単に旅客施設と主要施設間の移動円滑化の促進を図るだけでなく、魅力ある都市空間の形成、都市景観にも配慮したまちづくり等に寄与する質の高いバリアフリーの整備が望まれる。

4.2.整備目標

重点整備地区における移動円滑化の目標年次及び各バリアフリー化対象施設ごとの整備の目標と具体的内容について整理する。

１）移動円滑化の目標年次

概ね 10 年後を目標とする。
但し、九州新幹線の開業だけでなく連続立体交差事業を含む関連事業（駅前広場の整備等）の竣工時期をも考慮したものとする。

２）旅客施設の整備目標

旅客施設の整備については、交通バリアフリー法により「移動円滑化基準」への適合が義務付けられている。

①熊本駅及び熊本駅前電停（特定旅客施設）

特定旅客施設である熊本駅及び熊本駅前電停については、九州新幹線整備事業、連続立体交差事業に伴い抜本的改修が進められる予定であり、その中でバリアフリー化は図るものとする。

②健軍町電停（特定旅客施設）

乗車側の電停については、上屋の支柱が乗り場の中央に設置されており、改善が検討できるものと思われる。以下に示す具体的整備を推進し、目標年次までのバリアフリー化を図っていくものとする。

③その他のバス停、電停

重点整備地区内の特定旅客施設以外のバス停や電停についても、バリアフリー化を努力目標として図っていくものとする。

●熊本駅の整備目標と具体的内容

項目	整備目標	具体的内容
移動経路	通路の有効幅員確保	・出入り口や通路では、車いすやベビーカー使用者が相互に無理なく通行できる幅を確保する。
	通路の段差解消	・駅舎内の通路や駅舎と歩道間の段差のない構造とする。また、段差が生じる箇所では緩いスロープを設置する。
移動手段	垂直移動手段の確保	・改札階とホームをつなぐ垂直移動手段（エレベーター、エスカレーター）を設置する。
	階段の安全性確保	・両側に手すりを設置し、両端部には点字を表示する。また、すべりにくい仕上げとする。
利便施設	使いやすいトイレの確保	・高齢者が使いやすく車いす使用者や視覚障害者、妊婦、子供づれに対応した構造の多機能トイレを設置する。
	休憩施設の確保	・ベンチなど休憩施設を設置する。
情報案内施設	連続性のある視覚誘導案内確保	・駅舎出入り口から改札口～ホームに至る経路やトイレ、昇降施設（エレベーター、エスカレーター）間に連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 規格や敷設パターン、路面との明度差を考慮する。
	点字表示の確保	・券売機、運賃表、エレベーター、階段手摺や施設配置図等には点字案内を設置する。
	その他多様な案内表示の確保	・駅舎出入り口～改札口～ホーム及びトイレ、昇降施設等の経路には、わかりやすい位置に連続して案内サインを設置する。 ・案内サイン、路線図、時刻表等の各種表示文字の大きさや色、配置は十分配慮されたものとする。
個別施設	改札口、券売機のバリアフリー確保	・改札口や券売機については、車いす使用者が容易に利用できるように有効幅員確保、高さの改善等を行う。
	ホームの安全性確保	・視覚障害者誘導用ブロックやホーム端部に転落防止柵を設置する。
	ホームの段差解消	・ホームと車両の段差はできる限り解消を図るものとする。

●駅前広場（熊本駅）の整備目標と具体的内容

整備目標	具体的内容
バリアフリー経路の確保	・車いすやベビーカー利用者相互に無理なく通行できる幅の確保、段差のない構造とする。また、歩行主動線には上屋を設置に努める。 ・駅舎、バス停、電停、その他公共施設間等の連続した視覚障害者誘導用ブロックを動線が複雑にならないように敷設する。
利便施設の確保・充実化	・ベンチ等休憩施設やトイレ、公衆電話、照明施設、身体障害者用駐停車帯などの設置に努める。
多様な手段による情報伝達確保	・駅舎、バス停、電停、周辺公共施設等がわかりやすい施設案内図等の設置に努める。

●バス停、電停の整備目標と具体的内容

整備目標		具体的内容
安全で乗降しやすい構造確保	バス停	・バス停前の歩道幅員はベンチ等の設置を考慮し、十分な幅員を確保する。 ・低床バスの乗降高さにあわせた歩道構造とする。 ・バスが停車し、車いす使用者等が円滑に乗り降りできる構造とする。
	電停	・車いす利用者が無理なく乗降できるホーム幅員を確保する。 ・基準値以下の勾配のスロープを設置する。 ・車いす利用者が低床電車に円滑に乗り降りできる構造とする。
案内表示の充実		・路線図、時刻表は高齢者、身体障害者等に配慮した位置や文字の大きさとする。 ・施設の配置図、案内サインの設置に努める。
利便施設の充実		・上屋、ベンチ、証明施設、安全柵等の設置に努める。
視覚障害者誘導確保		・バス停や電停における視覚障害者誘導用ブロックの適正な敷設による視覚障害者の誘導を確保する。

３）道路の整備目標

道路の整備については、**「重点整備地区における移動円滑化にために必要な道路の構造に関する基準」**、**「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」**等に基づいて、整備を行うものとする。

●道路の整備目標と具体的内容

整備目標	具体的内容
安心して歩ける歩道の有効幅員確保	・歩道がない道路については、縁石等による自動車と分離した歩行空間の確保に努める。 ・既に歩道がある道路についても車いす利用者やベビーカーなどが並走しても無理なく通行できる幅員を確保する。 ・有効幅員確保のために、電柱や車止め等の移設・改良についても検討する。
安全で歩きやすい路面の確保	・すべりにくく、水はけのよい路面の仕上げを行う。 ・車いす利用者が円滑に通行できるように一定の幅を確保した平坦部の連続性確保に努める。
歩道上の障害物の改善	・歩行の阻害要因である違法駐車車両や放置自転車の取り締まりや指導、撤去、啓発活動に努める。 ・商品や看板の道路上へのはみ出しに対する指導、撤去、啓発活動に努める。
連続性のある視覚障害者誘導用ブロック設置	・視覚障害者の誘導が必要な箇所について、基準に則り、連続して敷設する。 ・ＪＩＳ規格に沿った製品を使用し、黄色を原則とするが、景観等に配慮した歩道では路面との輝度比や明度差を考慮し、適切な色を選定する。
道路案内表示の充実	・高齢者、身体障害者等に配慮した標識の大型化・高輝化を図る。 ・健軍町電停近傍や熊本駅前付近など地区の中心では、周辺の総合案内等の表示が望まれる。
照明の確保	・通行の安全性を考慮し、特に夜間の見通しが悪い交差点等を中心に道路照明を適切に配置する。
休憩施設の確保	・連続歩行が困難な高齢者、身体障害者等を考慮し、休憩需要等を把握した中でバス停との併用やオープンスペースの利用、民間施設等との連携により、休憩施設を適切に配置する。
道路横断部における安全性確保	・横断歩道部等の歩車道境界のすりつけ構造については、車いす利用者や視覚障害者のそれぞれに配慮した構造とする。 ・高齢者、身体障害者等の利用が多い区間では、交差点部における横断歩道の新設や信号の新設等を検討する。 ・高齢者、身体障害者等の利用が多く必要な箇所では、歩行者用信号の青時間の延長や高齢者等感応信号機の新設等を検討する。 ・必要に応じて音響信号（音響式歩行者誘導装置）や視覚障害者に配慮したエスコートゾーン（視覚障害者用道路横断帯）の設置を検討する。 ・車いす利用者が使いやすい信号機押しボタンを配置する。

4.3.熊本駅周辺地区の移動円滑化整備方針

○整備の基本的な考え方

熊本駅周辺地区には、九州新幹線整備事業、連続立体交差事業に伴う駅周辺の整備計画があるため、基本構想においては、将来の都市機能の集積等を想定し、駅周辺整備計画において事業化がすでに決定している主要な街路及び駅施設と駅前の交通施設(電停，バス停、駅前広場)等についてバリアフリー化に努めるものとする。

○ 整備方針

＜熊本駅及び駅周辺交通施設の連絡性の向上＞

熊本駅は九州新幹線、連続立体交差事業に伴い、利用者の大幅な増加が見込まれる。駅の利用者は路面電車及びバス、タクシー等への乗り継ぎが多くなり、熊本駅、駅前電停、駅前バス停相互間の連絡性の向上を図り、安全で円滑な移動経路を確保する。

＜駅周辺のやさしいまちづくりの支援＞

熊本駅周辺地区は、今後、九州新幹線、連続立体事業や駅周辺整備に伴い副都心化が進み、新たな都市施設や都市機能の集積が期待されている。都市機能が集積した新しいまちの中で、各施設間を自由に移動できるような、だれにでもやさしく魅力的なまちづくりを推進する。

＜質の高い都市空間形成への支援＞

九州新幹線、連続立体交差事業完了後の熊本駅は広域交通拠点として、これまで以上に県内外からの利用者の増加が予想されることから、バリアフリー化された施設の整備においても、熊本の玄関口としてふさわしいものにするため、質の高い整備が求められる。

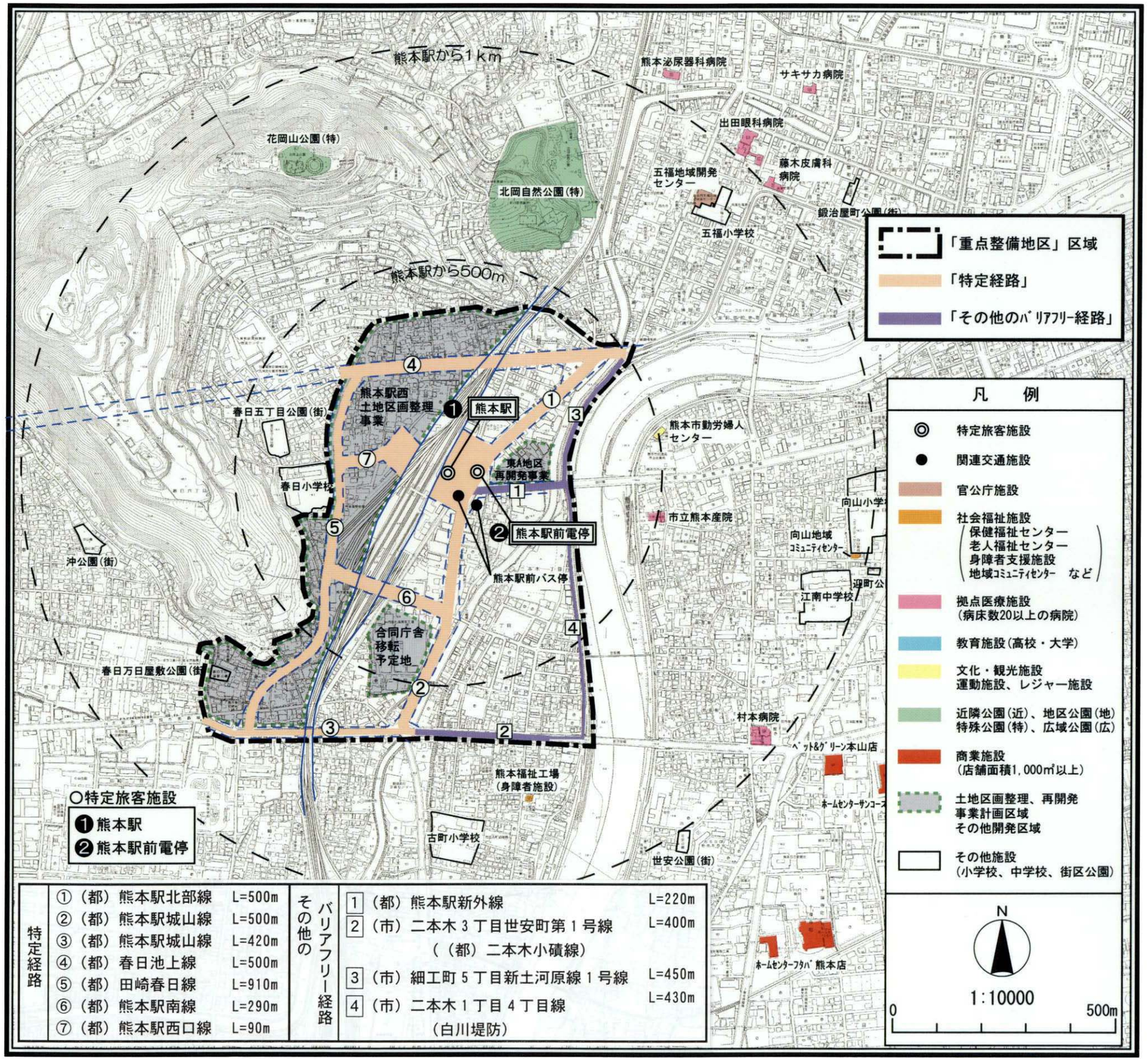

4.4.健軍町電停周辺地区の移動円滑化整備方針

○整備の基本的な考え方

特定旅客施設（健軍町電停）を含む（主）熊本高森線と高齢者、身体障害者等により利用される主要施設間の特定経路を中心に移動円滑化を推進する。

現状はバリアフリー経路の連続性に欠けており、未整備区間を重点的に整備することで、地区における移動円滑化ネットワークの形成を図る。

また、整備された区間についても再度点検等を行い、視覚障害者誘導用ブロックの適正な敷設や規格製品への変更、路面との明度差の改善を進めるなど、移動円滑化の質的向上もあわせて推進する。

○整備方針

＜健軍町電停と主要施設間の移動円滑化の連続性の確保＞

バリアフリー未整備区間の重点的、一体的な整備を実施し、特定旅客施設（健軍町電停）とその周辺の徒歩圏域に位置する主要施設間について、安全で、円滑な移動経路の連続性の確保を図る。

＜バリアフリーネットワークの形成による
安全で快適なまちづくり推進＞

健軍町電停と主要施設を結ぶ**特定経路**と特定経路を補完する**その他のバリアフリー経路**について移動円滑化の重点的一体的な整備を実施し、自由に円滑に移動できるバリアフリーネットワークの形成を図り、人にやさしい安全で快適なまちづくりを推進する。

＜市東部の地域核としてのまちづくり支援＞

健軍町電停周辺地区は都市化の拡大がつづく東部地域の核としての都市機能を担っており、公共施設等も多く立地している。
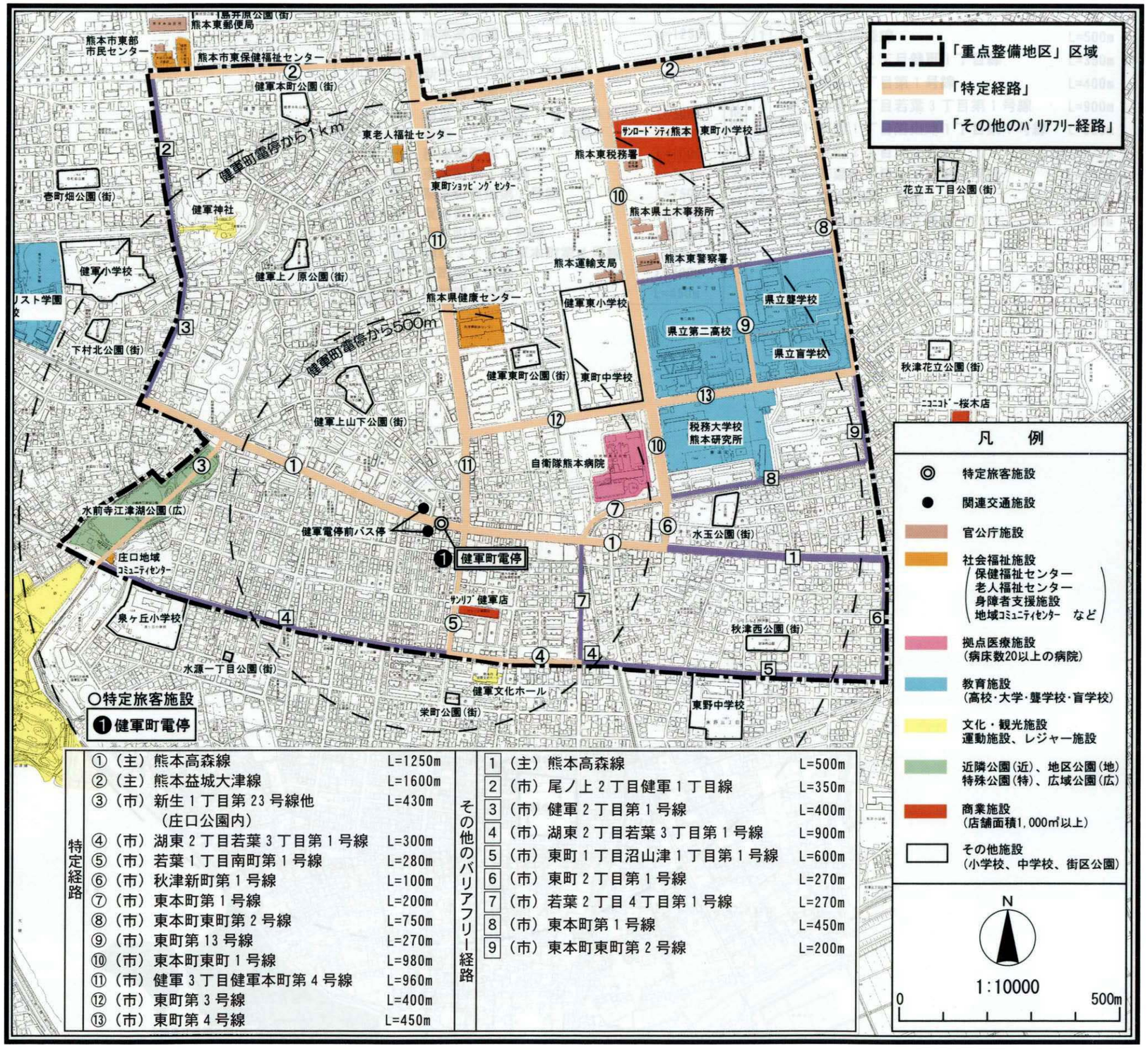
人が集う主要施設、旅客施設の周辺は質の高いバリアフリー化を推進し、本市東部地域の核としてのまちづくりを支援する。